

# 特許庁と裁判所との関係

---

2024年10月25日

特許庁 審判部長

田村 聖子







# 審判と訴訟のフロー

(1) 審査の上級審

(拒絶査定不服審判、異議申立て)

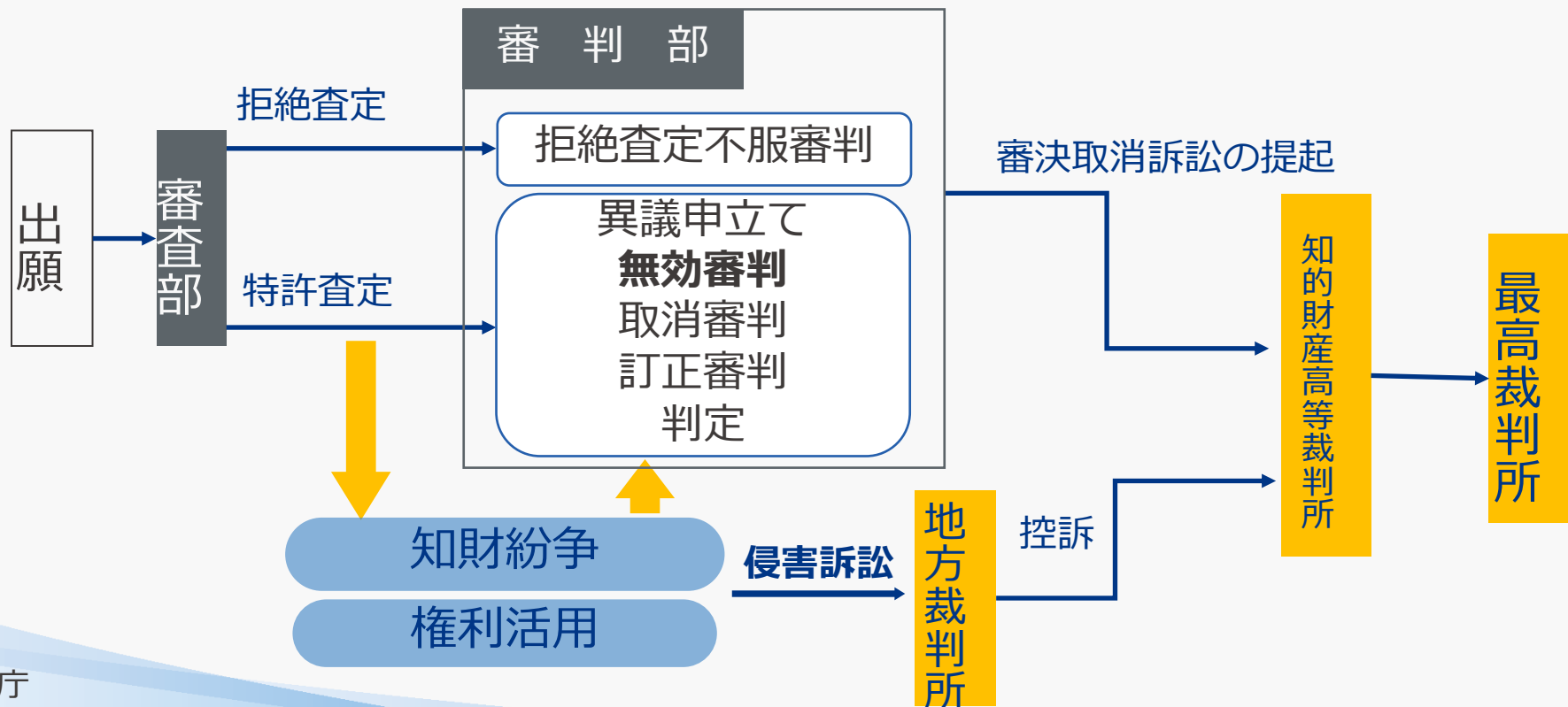
(2) 紛争の早期解決

①特許等の有効性の判断 (無効審判)

②特許請求の範囲等の訂正 (訂正審判)

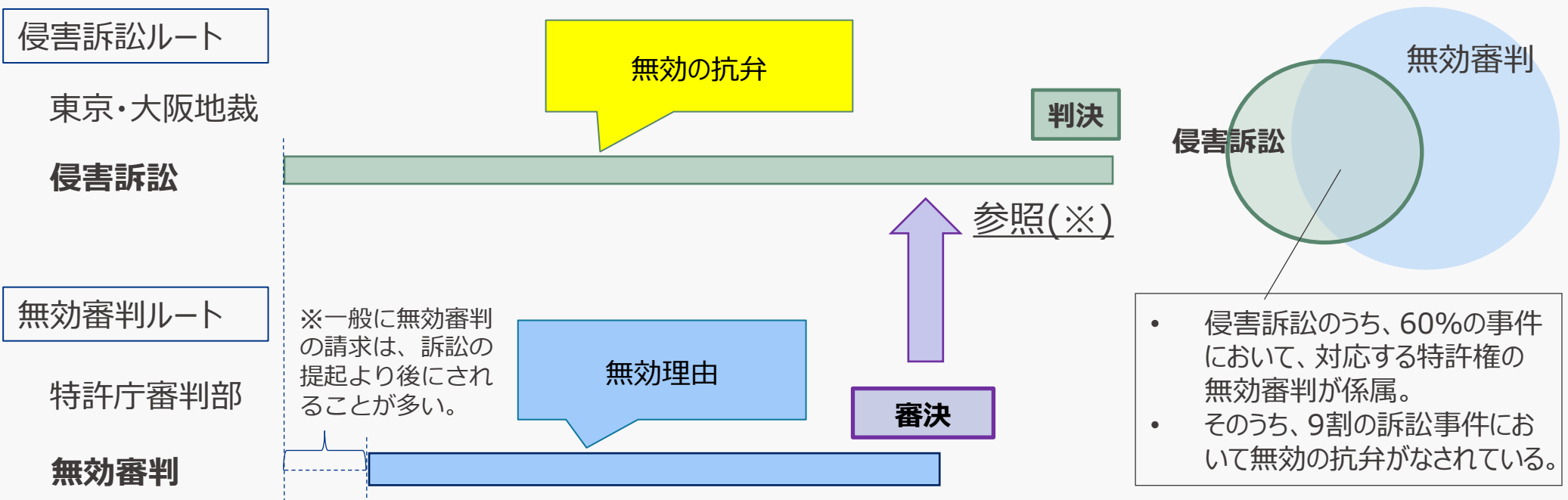
③不使用等の商標登録の取消し (取消審判)

④権利範囲の公的鑑定 (判定)



# 侵害訴訟と無効審判が同時期に係属した場合のフロー（ダブルトラック）

- 特許の有効性の判断には、「**無効審判ルート**」と「**侵害訴訟ルート**」の2つのルート（いわゆる「ダブルトラック」）が存在する。
  - 無効審判は職権主義であり、その審決には対世効がある。
  - 侵害訴訟は当事者主義であり、その判決は相対効である。

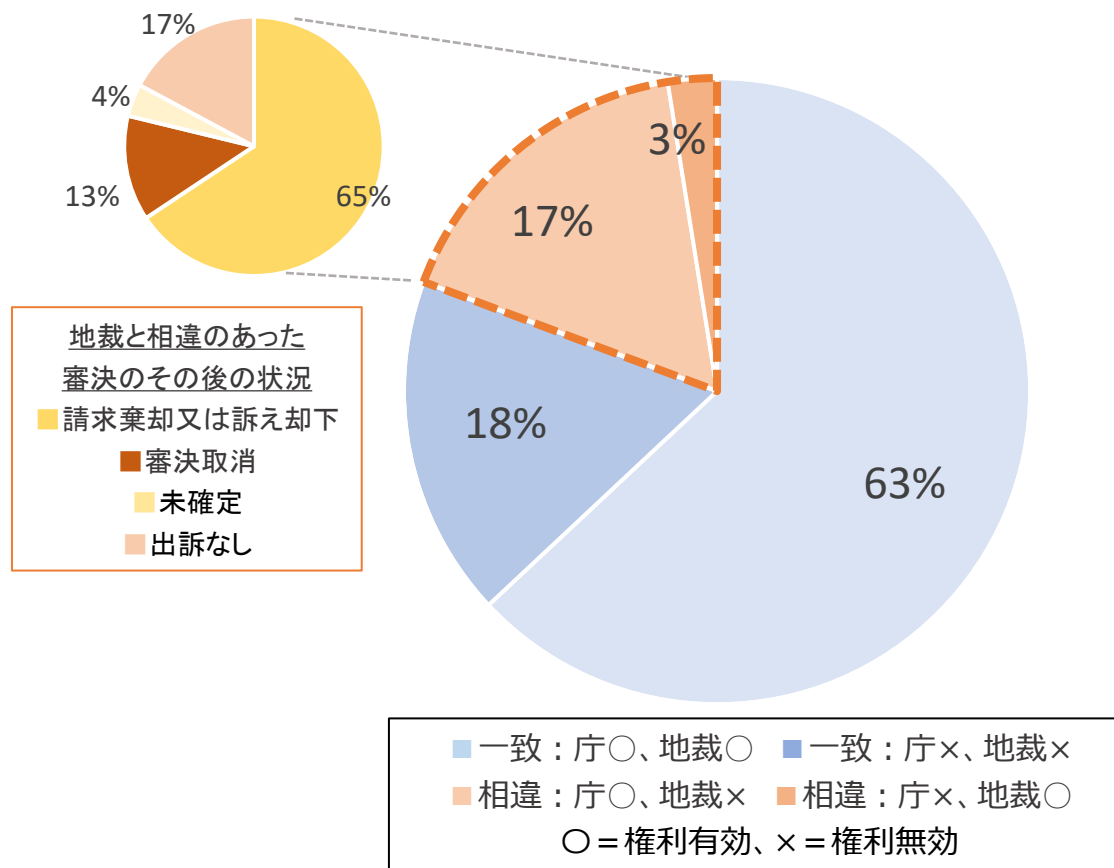


※判決日が2023年の特許侵害訴訟について集計

無効審判の審決を早期に出すことで、同時期に係属する侵害訴訟において、特許庁審判部の判断を当事者及び裁判所が参照できるようにし、紛争解決に貢献する。

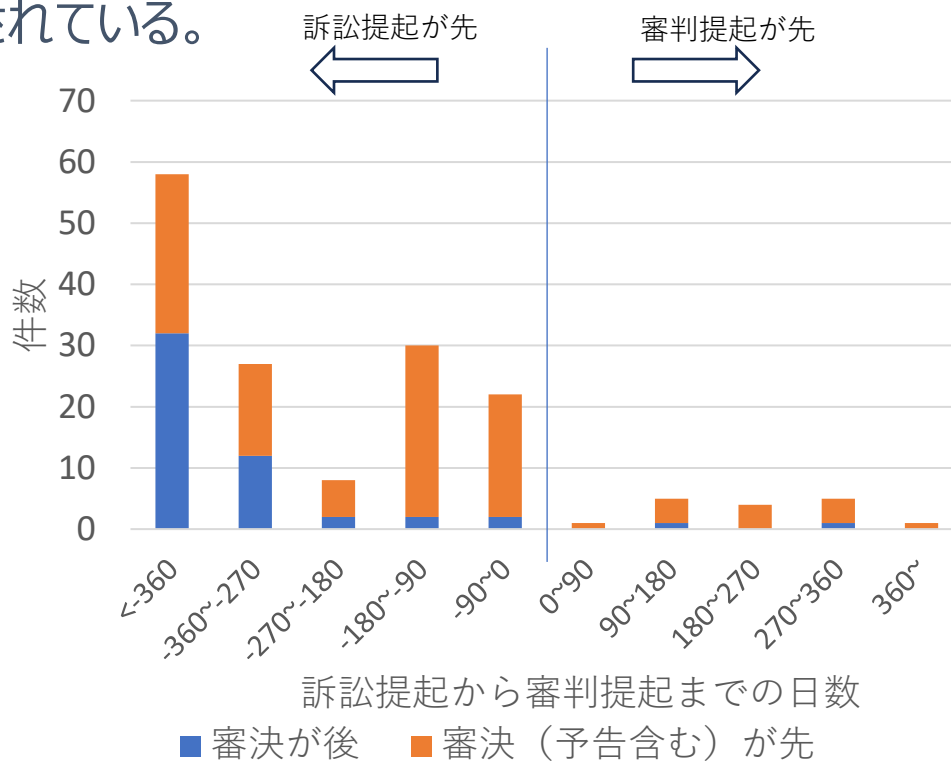
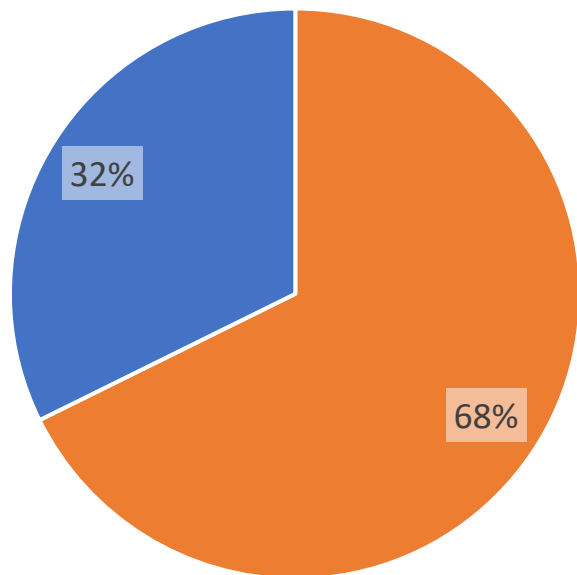
# 無効審判と判決（無効の抗弁）の判断の一致率

- 無効審判と侵害事件にて有効・無効の判断に至った地裁判決の結論の一致率は81%
- 審決と地裁判決の判断が相違した事件のうち、知財高裁で審決が取り消された割合は13%



# 無効審判と判決の先後

- ダブルトラックの多くの場合、訴訟の方が先に提起される。
- 無効の抗弁が主張された裁判事件のうち、7割程度の事件において、対応する特許権の審決（予告含む）を先に出すことで、審判が先に判断を示している。
- 訴訟提起から1年以上経過してから審判請求されたものについても、その半数近く（45%）において、審決（予告含む）が先に出されている。



■ 審決（予告含む）が先 ■ 審決が後

**裁判所と特許庁の判断は概ね一致しており、判決に先んじて審判が判断を示すことに努めることはユーザーに貢献するものと思量。**

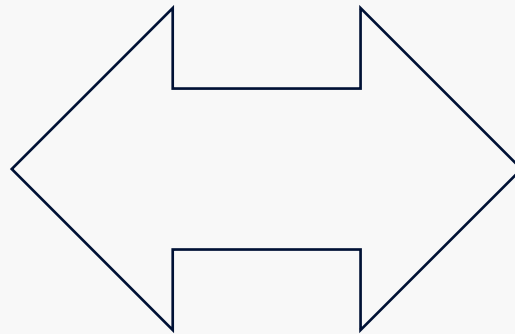
# 特許庁と裁判所との関係





# 裁判所との情報交換フロー

特許庁



裁判所



## ■ 特許法第168条（訴訟との関係）

審判と訴訟との間の進行関係について規定

- 侵害訴訟提起の**情報**を特許庁が把握することにより、対応する無効審判事件等についての**早期審理終結**を図る。
- 侵害訴訟と無効審判が並行して係属している場合に、**特許庁における無効審判での職権審理においてそのことを認識した上で**両手続の関係に配慮して審理を進めることにより、両手続間における**判断齟齬**を極力防止する。

参考：工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第21版〕

# 裁判所との情報交換フロー（168条3項～6項）

特許庁



裁判所



侵害訴訟の提起

特許法第168条  
「訴訟との関係」

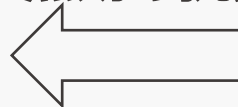
① 侵害訴訟の提起があった旨の情報（3項）



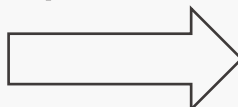
②（①で通知された侵害訴訟に係る特許権についての）**審判請求の有無**（4項）



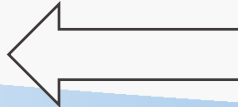
③（②で有の旨通知を受けた場合、）**無効の抗弁があった場合にその旨**の情報（5項）



④（③で情報を受けた場合に要すれば、）侵害訴訟の訴訟記録の写しの送付求め（6項）



⑤（④の求めを受けた場合、）侵害訴訟の訴訟記録の写しの送付（6項）



### 特許法168条3項～6項

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

5 裁判所は、前項の規定によりその特許権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第百四条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

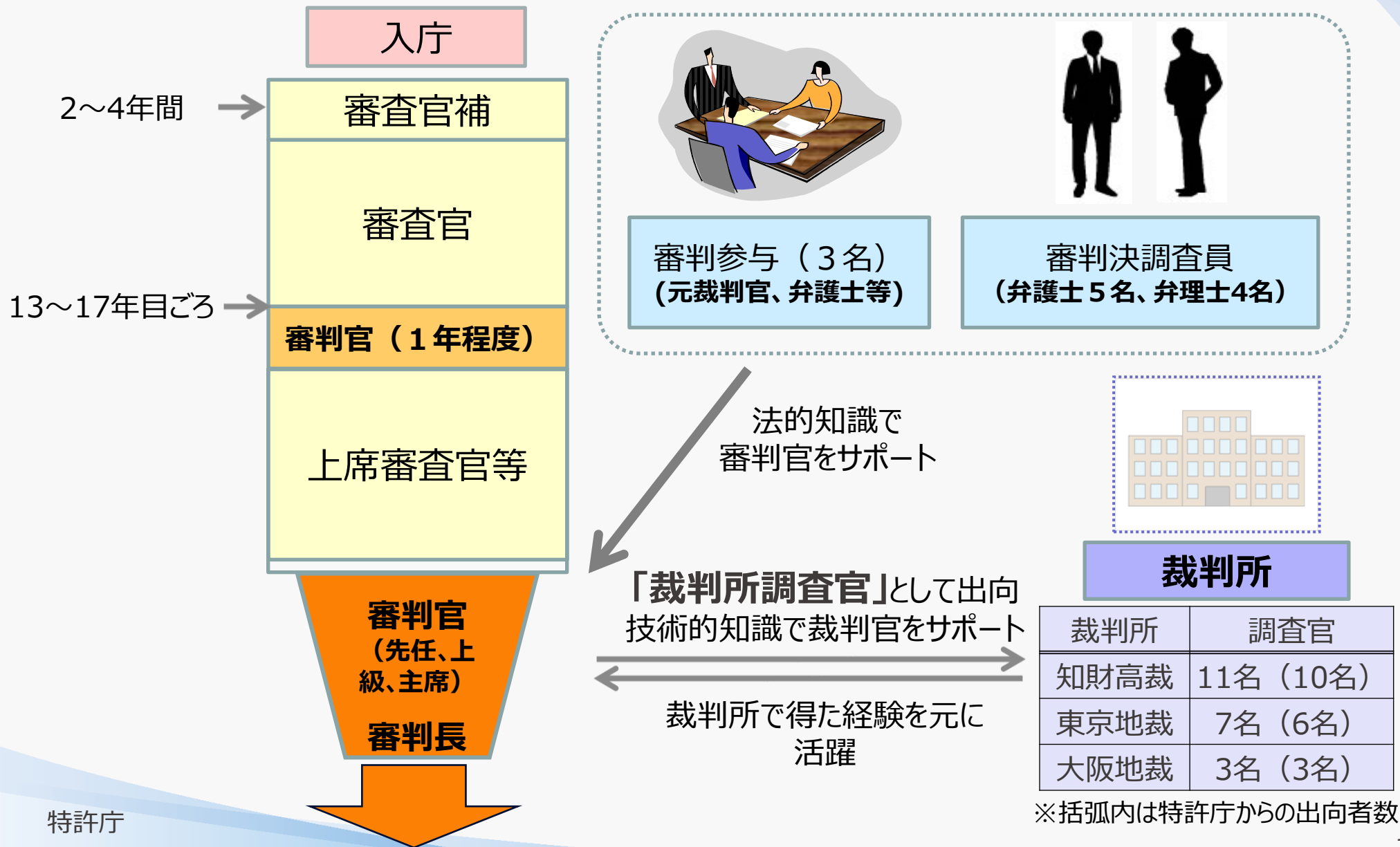
(参考)

実用新案、意匠、商標においても同様の規定又は準用規定がある。

# 特許庁と裁判所との関係



# 法曹との協力体制



## 「裁判所調査官」の概要

- 各裁判所に裁判所調査官を置くことは、裁判所法第57条で規定。
- **裁判所に所属する常勤の職員**である。
- 給与、勤務時間、休暇等については、法律（裁判所職員臨時措置法）に基づき、国家公務員法など国家公務員と同じ法律が適用される。
- **業務内容は民事訴訟法（第92条の8）に規定**されている。

**審判官**  
**(前任、上級、主席)**  
**審判長**

裁判所調査官として出向  
技術的知識で裁判官をサポート

裁判所	調査官
知財高裁	10名
東京地裁	6名
大阪地裁	3名

※特許庁からの出向者数

## 「裁判所調査官」の業務内容

(1) 次に掲げる期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと

- 口頭弁論又は審尋の期日
- 争点又は証拠の整理を行うための手続
- 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続
- 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うための手続

(2) 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發すること

(3) 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること

(4) 裁判官に対し、事件につき意見を述べること

ご静聴ありがとうございました

---

特許庁 審判部

